



令和8年3月31日

山北町教育委員会
教育長 水野 博文 様

山北町情報公開・個人情報保護審査会

会長 伏木 伸太

山北町情報公開条例第14条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年11月28日付け情第4—4号による諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、山北町教育委員会による令和6年10月9日付け行政情報非公開決定は、失当であるから、これを取り消し、公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和6年9月27日付けで本件審査請求人より山北町情報公開条例（平成13年山北町条例第19号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づく行政情報公開請求があった。

(2) 本件公開請求に係る行政情報の内容は、「2024年9月27日に開催された教育委員会会議定例会の録音データ」（以下「本件録音データ」という。）である。

(3) 上記請求に対して山北町教育委員会（以下「実施機関」という。）は、令和6年10月9日付けで、請求対象の録音データについては、会議録を作成するために一時的に作成したものであり、条例第2条第1項第2号で定めている「組織的に共有するものとして管理しているもの」に該当せず、行政文書にあたらな
いとの理由で、行政情報非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(4) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年12月6日、本件審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第14条第1項の規定に従い、令和7年11月28日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消しを求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 条例第2条第1項第2号所定の「組織的に共用するもの」とは、当該行政機関の組織において業務上の必要性から利用・保存している状態にあるものを意味するとされており、本件録音データは会議録を正確に記録する目的で作成され、疑義がある場合には、録音内容を確認するために教育委員会事務局や教育委員が共用することが考えられるため、教育委員会の組織において業務の必要性から利用・保存している状態にあると評価される。

イ 令和6年9月4日に、同年7月26日に開催された教育委員会会議の録音データを情報公開請求した際には、「組織的共用性がないから行政文書にあたらな

い」ではなく、消去（廃棄）により不存在としており、この決定は、行政文書に該当することを前提としている。

ウ 本件録音データが職員個人所有のICレコーダーで録音・保存され、公用パソコンには保存されていないというのは不自然である。仮にそうであったとしても、組織的共用性の判断は、実際に他の職員等が共用したかだけでなく、他の職員等が共用する可能性があったかも考慮されるべきであり、会議録作成担当者に万一のことがあれば、他の職員が本件録音データを用いて会議録作成を代行したであろうということであれば、組織的共用性は肯定される。

エ 神奈川県教育委員会・県内市町村教育委員会（条例等で会議録作成の音声データを情報公開請求の対象から除外している自治体の教育委員会を除く）に対して同様の情報公開請求したところ、大半の教育委員会から開示が行われた。県内の他の教育委員会は等しく、教育委員会会議の録音データの組織的共用性を認めているのであり、実施機関にのみこれを否定する実態があるとも解しがたい。

4 実施機関の主張

実施機関の行政情報非公開通知書及び弁明書による主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 会議録の作成にあたっては、担当職員が職員個人所有のＩＣレコーダーで録音し、公用パソコンには保存しておらず、担当職員以外は利用ができない状態となっている。当該録音データを参考に会議録案を作成し、会議録案の決裁には録音データは添付していない。
- (2) 本件処分の時点では本件録音データは存在していたため、任意での情報提供が可能であることを審査請求人に伝えており、疑義があった場合に録音データを確認する可能性については、教育委員会会議において確認したうえで承認を受けた後、職員が録音データを消去することとしているため、引き続き保存する必要はないと考える。
- (3) 本件録音データは会議録案に記載が必要な事項を確認するために、担当職員が個人的なメモとして使用しているものであって、条例第２条第１項第２号所定の「組織的に共用するものとして管理しているもの」にはあたらない。

５ 審査会の判断

(1) 本件の争点について

条例第２条第２号本文は、「行政情報」について「山北町の事務を取り扱うために取得し、又は作成したすべての文書、図書、磁気テープ、フロッピーディスク並びに写真及びその他これらに類するものであって、実施機関において組織的に共用するものとして管理しているもの」と定義する。

この点、山北町情報公開条例施行規則（平成１３年山北町規則第１０号）第７条第１項本文ただし書きは、「文書又は図画を作成するため一時的に作成したもの」を情報公開の対象から除外しているが、同規定は条例第１１条を受けて行政情報の公開の方法・範囲を規定したに過ぎず、条例第２条第２号本文の「行政情報」の定義を左右するものではない。

したがって、本件録音データが、会議録作成のために一時的に取得されたも

のだとしても、「行政情報」に該当するのであれば、録音データそのものの公開が求められている本件においては、その公開は免れないということになる。

そして、本件録音データが「実施機関において組織的に共用するものとして管理しているもの」と認められれば、「行政情報」に該当するのであるから、問題となるのは、本件録音データの組織的共用性の有無である。

(2) 本件録音データの組織的共用性について

山北町情報公開条例解釈運用ハンドブックにおいて、「実施機関において組織的に共用するものとして管理しているもの」とは、「作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、実機関において山北町行政情報取扱規程に基づき、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されていることをいう」と解釈されている。

そして、組織的共用性が認められるかどうかは、当該行政文書等の作成又は取得の状況、利用の状況、保存の状況等を総合的に考慮して実質的に判断すべきである。

ア 作成・取得の状況について

本件録音データは、教育委員会事務局の担当職員が、個人所有の IC レコーダーを使用して取得したものと認められる。この点につき、審査請求人は疑義を呈するが、実施機関からは、公用の IC レコーダーの台数が限られているという実態や教育委員会においては職員個人所有の IC レコーダーを使用することが慣例となっていたことが具体的に説明されており、不自然な点は見受けられない。

しかし、録音の目的は会議録作成にあたりその内容の正確性を期すという業務上のものであり、実施機関が主張するような個人的なメモの範疇にとどまるものとは言い難い。実施機関も、担当者による録音の必要性を認めてこれを容認し、会議録作成に活かされることを想定していたものと言える。録音の実施にあたり、公用の IC レコーダーが利用されたのか、職員個人が所有する IC レコーダーが利用されたのかという形式面は、重視すべきではない。

イ 利用の状況について

実施機関は、本件録音データは公用のパソコンには保存しておらず、ICレコーダーの所有者である担当職員以外は利用できない状態にある旨主張するとともに、会議録案の決裁には、録音データは添付していないと指摘している。

しかし、会議録案の内容に疑義が生じた場合には、事務局において、まずは客観的な資料である本件録音データを再生し、委員等の発言内容を確認する作業が行われると考えるのが自然である。また、仮に担当職員に急病等の事情が生じた場合には、他の職員が本件録音データを利用して会議録作成を代行することになるものと考えられ、本件録音データの組織的な利用が予定されていたものと言える。会議録案の決裁には録音データは添付しないという内部的な手続は、重視すべき事情とは認め難い。

以上の事情を総合的に考慮すると、本件録音データは、「実施機関において組織的に共用するものとして管理しているもの」と認められ、「行政情報」に該当する。

(3) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

《参考》

1. 審議の経過

令和7年11月28日

実施機関から諮問書の提出 審議

2. 審査会 委員

伏木 壮太、進藤 亮、津軽石 昭彦、釧持 麻衣、菅谷 学